タ～ソ　（略）

ツ　在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄（特定技能の在留資格にあつては、二の表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含む。）及び別表第二の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

（調査の期日等）

第六条　調査は、毎年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、六月における最終給与締切日現在）について行う。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　前条第二号ヌからレまでに掲げる事項　（略）

二　前条第二号ソに掲げる事項　（略）

（報告義務）

第八条　調査事業所の事業主（厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所の事業主を除く。以下単に「調査事業所の事業主」という。）及び一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）に対しては、前条の調査票を配布するものとする。

2　前項の規定により調査票の配布を受けた調査事業所の事業主は、第五条に掲げる事項をその調査票又はこれに準ずる様式（以下「調査票等」という。）を用いて報告しなければならない。

3　第一項の規定により調査票の配布を受けた一括調査企業の報告義務者は、一括して当該企業に属する全ての調査事業所に係る第五条に掲げる事項を調査票等を用いて報告しなければならない。

4　前二項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、調査事業所の事業主にあつては当該調査事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長に、一括調査企業の報告義務者にあつては厚生労働大臣に対して、一調査事業所につき前条の事業所票（これに準ずる様式を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）を三部、個人票（これに準ずる様式を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）を二部それぞれ提出することによつて行わなければならない。

（光ディスクによる提出）

第八条の二　前条第三項の規定による一括調査企業の報告義務者による報告は、第五条に掲げる事項を第七条の調査票の様式に準ずる様式により記録した光ディスクの提出をもつてこれに代えることができる。この場合において、一括調査企業の報告義務者による前条第三項の報告は、

レ～ツ　（略）

（新設）

（調査の期日等）

第六条　調査は、毎年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、六月における最終給与締切日現在）について行う。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　第五条第二号ルからソまでに掲げる事項　（略）

二　第五条第二号ツに掲げる事項　（略）

（報告義務）

第八条　調査事業所の事業主に対しては、前条の調査票を配付するものとする。

2　前項の規定により調査票の配付をうけた事業主は、第五条に規定する事項をその調査票を用いて報告しなければならない。

（新設）

3　前項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、当該調査事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して前条の事業所票を三部、個人票を二部提出することによつて行わなければならない。

（新設）